

令和8年度プラスチックごみ回収に係る実証実験業務委託仕様書

1 目的

近年、プラスチックごみ（以下「プラごみ」という。）による海洋汚染が世界的な問題となっている。プラごみの多くは、内陸部から河川を通じて海に流出し、やがて、紫外線や波の影響などを受けてマイクロプラスチックになる。マイクロプラスチックによる海洋生態系や人体への影響が懸念されている。

県や市町村は、不法投棄やポイ捨てを防止するための監視パトロールや普及啓発を実施しており、多くの県民や事業者、団体が、街中や河川敷でボランティア清掃に参加してプラごみ等の回収に取り組んでいる。一方、ひとたび河川や海に流出してしまったプラごみを回収することは困難であり、その技術も確立されていないのが現状である。

そこで本事業では、プラごみによる海洋汚染の拡大に歯止めをかけるため、河川等を通じて海に流出するプラごみの流出量を推計するとともに、海、河川等からプラごみを回収する技術の実証実験を実施し、その効果等を評価・検証することを目的とする。

2 期間

契約締結日から令和9年3月10日（水）まで

3 内容

受注者は、次のとおり、プラごみの流出量の推計、実証実験等を実施すること。

(1) 回収技術の情報収集

受注者は、海や河川、海岸等からプラごみを回収する手法について、情報を収集し回収量、費用、環境条件等について整理すること。その際、国外の技術も含め幅広く収集した上で、本県の地域特性（地形、水域や海岸の利用状況、県民等によるプラごみ回収の取組の状況等）を踏まえ、導入可能性について検討すること。

(2) 本県のプラスチックごみ流出量の推計

受注者は、環境省「日本の海洋プラスチックごみ流出量の推計」の検討結果等を活用し、1年間に県内から海に流出するプラスチックごみの量を推計すること。

流出量の推計にあっては、同省が検討した推計手法をもとに、本県の集水域面積や市街地の割合等を用いて算出することを基本とし、必要により実地調査を行うなど、より精緻に推計できる指標や手法があるときは活用すること。

推計方法は、(4)の有識者検討会の確認を受けること。

推計結果に基づき、本県から排出されるプラスチックごみの発生源や流出経路について考察すること。

(3) 回収技術の実証実験

ア 手法の選定

情報収集した回収技術のうち、導入可能性が認められた手法を複数選定し、プラごみの回収効率等を評価するための実証実験を行うこと。

降雨や風向きなど、環境条件によって回収効率が大きく変化する手法は、条件ごとに実験を行うこととし、また、長期間継続して実施する必要がある手法については、発注者と協議のうえ必要な期間の実験を行うこととする。

なお、手法の選定及び実施場所の決定にあつては、事前に（４）の有識者検討会の確認を受けることとする。

イ 実験の実施

実証実験に必要な機材は受注者が用意すること。また、実証実験のために必要な関係法令の申請等や関係者への説明は受注者が行うこととする。

実験で回収したプラごみは、発注者と調整のうえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理すること。

（４）効果の評価・検証

受注者は、発注者と協議のうえ３名以上の有識者を選定し、検討会を２回（対面又はリモート）以上開催してプラごみの回収技術を評価・検証すること。また、有識者との連絡調整や謝金の支出は受注者が行うこと。

有識者検討会では、（１）により情報収集をした技術及び（３）により実証実験を実施した技術について、プラごみの回収量、費用対効果、環境負荷、安全性、啓発効果等の視点から評価・検証することし、導入に係る課題を整理すること。また、（２）で推計した流出量を踏まえ、総合的に評価すること。

4 契約締結後の提出物

(1) 業務着手届

受注者は、契約締結後速やかに「業務着手届」（様式１）を発注者に提出すること。

(2) 業務スケジュール表

受注者は、受注後速やかに発注者と協議の上、業務スケジュール表を作成し発注者に提出すること。提出後、業務スケジュールに変更が生じた場合は、新たに業務スケジュール表を作成し発注者に提出すること。（任意様式）

(3) 業務主任者届

ア 受注者は、業務全般を適切に統括できる者を業務主任者として選任し、契約締結後速やかに「業務主任者届」（様式２）を発注者に提出すること。

イ 業務主任者を変更する場合は、「業務主任者変更届」（様式３）を発注者に提出すること。

5 発注者への報告及び成果物等

(1) 実施状況報告

契約締結日の属する月の翌月から毎月 10 日（土日祝日にあたる場合は翌開庁日）までに、発注者に実施状況を報告（3 月分は令和 9 年 3 月 10 日までに報告）すること。また、発注者の求めがあるときはその都度報告すること。

(2) 業務完了届

業務完了後、委託期間満了日までに「業務完了届」（様式 4）を提出すること。

(3) 成果物

ア 報告書 100 ページ程度、10 部

イ 報告書（PDF 形式の電子ファイル）及びデータを保存した DVD 2 部

(4) 納品場所

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通 1

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課適正処理グループ

(5) 期限

令和 9 年 3 月 10 日（水）

6 その他

- (1) 発注者と十分な協議を行いながら進めることとし、作業内容及び本仕様の内容に疑義が生じたとき及び本仕様に定めのない事項があるときには、その都度発注者と協議の上、その指示に従い作業を進めるものとする。
- (2) 業務の遂行で知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。なお、業務終了後にあっても同様とする。

様式1

令和 年 月 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

所在地
会社名
代表者氏名

業務着手届

次のとおり委託業務に着手したので、届け出ます。

- | | |
|-----------|------------------------|
| 1 委託業務の名称 | 令和8年度プラごみ回収に係る実証実験業務委託 |
| 2 契約期間 | 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 |
| 3 契約金額 | 金 円 (消費税込み) |
| 4 着手年月日 | 令和 年 月 日 |

様式2

令和 年 月 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

所在地
会社名
代表者氏名

業務主任者届

下記の者を令和8年度プラスチックごみ回収に係る実証実験業務委託の業務主任者と定めますので届け出ます。

記

役職	
氏名	

令和 年 月 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

所在地
会社名
代表者氏名

業務主任者変更届

下記の者を令和8年度プラごみ回収に係る実証実験業務委託の業務主任者に変更しますので届け出ます。

記

(変更前)

役職	
氏名	

(変更後)

役職	
氏名	

令和 年 月 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

所在地
会社名
代表者氏名

業務完了届

令和8年度プラごみ回収に係る実証実験業務委託が完了しましたので、次のとおり報告
します。

- 1 契約期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
- 2 実施内容
- 3 契約金額 金 円 (消費税込み)